**平成２６年（フ）第３２６号**
札幌市北区北22条西２丁目２番33―205号
債務者　樫野ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３７９号**
北海道江別市向ケ丘41番地の14　グランドール・Ｓ203号室
債務者　佐藤　由美（旧姓大井）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４３７号**
札幌市南区石山東４丁目１番１号　コーポセンチュリー105号
債務者　濱田　　守
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４４４号**
札幌市中央区南３条西13丁目320番地　タキシムハイツ313―４Ｄ号
債務者　星　　拓顕
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４６１号**
札幌市東区伏古３条４丁目２番10―112号
債務者　中越　礼子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４７２号**
札幌市南区石山２条３丁目６番24号　山の手ハイツ202号
債務者　川股　勇介
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４７６号**
札幌市豊平区月寒西４条９丁目３番５―104号
債務者　園部　　誠
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第４８０号**
札幌市南区澄川２条２丁目７番40号　コーポ管財５号
債務者　菊地　智信
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５２９号**
札幌市南区藤野２条５丁目２番11号
債務者　石田久美子（旧姓谷・奥山）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５５９号**
札幌市北区太平７条１丁目１番18号
債務者　道見　泰憲
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第５９７号**
札幌市厚別区もみじ台南２丁目１番16―402号
債務者　坂　　裕介
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３７号**
群馬県前橋市富士見町田島869番地２
債務者　加藤　照夫
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第３８号**
群馬県前橋市富士見町田島869番地２
債務者　加藤　弘子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第５３号**
群馬県前橋市上泉町1390番地７
債務者　土地　英畝
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第６６号**
群馬県前橋市三俣町１丁目46番地22
債務者　菅田　保治
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第７１号**
群馬県伊勢崎市粕川町1633番地４　アリス伊勢崎第３―202
債務者　小堀　晃次
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第７３号**
群馬県前橋市山王町１丁目34番地１　関根アパート１号
債務者　貝瀬　隆彦
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２６年（フ）第８１号**
群馬県伊勢崎市下道寺町494番地１　アーバンスペースＣ102
債務者　石川　信吉
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係